

第19期

第6回

総会議事録

令和3年11月17日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和3年11月17日(水)

2. 開催場所 正庁

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	佐久間 俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎 幸夫	出席	西田地区
3	小林 正一郎	出席	片平地区
4	濱津 洋一	出席	田村地区
5	吉田 直衛	出席	中田地区
6	北島 繁和	欠席	湖南地区
7	降矢 セツ子	欠席	田村地区
8	池上 慎一郎	出席	中央地区
9	細山 文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川 弘作	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	吉田 秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤 大吉	出席	日和田地区
16	濱尾 文博	出席	富久山地区
17	柳田 健一	出席	中央地区
18	伊藤 城治	出席	三穂田地区
19	遠藤 昭夫	出席	安積地区
20	松川 延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 三 瓶 克 宏
【事務局次長】 齋 藤 聡
【主任主査兼農地調整係長】 柳 沼 一 幸
【主任主査兼庶務係長】 千 葉 崇
【主任主査兼農業振興・農業法人係長】 清 野 裕 一
【農業振興・農業法人係主任】 永 沼 宏 介

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主事】 佐 藤 善 寿

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 13時10分

8. 閉会宣言 14時30分



郡山市農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

池上慎一郎

署名人

柳田 健一

事務局	<p>ただいまより、第6回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、北島繁和委員、降矢セツ子委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>こんにちは。</p> <p>先ほど事務局から報告のありました令和3年度の県下農業委員会大会については人数も制限されていたので役員のみで行きました。</p> <p>来年は皆さんと一緒にいけるようになると良いですね。</p> <p>さて、今日は議事についても多数ありますが、その他の中でご報告する事項につきましても多数あります。</p> <p>長丁場になりますが、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは本日もご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>8番 池上慎一郎 委員</p> <p>17番 柳田 健一 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の佐藤 善寿主事を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案第5号 別紙11ページ 非農地が2筆削除になっております。</p>
議長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による</p>

	<p>許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず1番 1件について付議いたします。</p> <p>池上慎一郎委員の調査報告を求めます。</p>
池上慎一郎 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>区分地上権設定者、区分地上権者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、営農型発電設備更新に伴う区分地上権設定です。</p> <p>農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について許可と決します。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。</p> <p>須永 静夫委員の調査報告を求めます。</p>
須永 静夫 委員	<p>2番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、高齢化、経営拡大です。</p> <p>受け人は三春町在住ですが、父親が逢瀬町多田野の出身で渡し人とは知人関係です。</p> <p>やや距離はありますが耕作には支障はありません。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、</p>

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、2番 1件について 許可と決します。 次に3番 1件について付議いたします。 遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。
遠藤 昭夫 委員	3番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 渡し人が高齢になり跡を継ぐ後継者もいないので 処分したいとのこと。 受人が自分で耕作するとのことです。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、3番 1件について 許可と決します。 次に4番 1件について付議いたします。 吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。
吉田 秀吉 委員	4番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。

	<p>申請の事由は、耕作不便、経営拡大です。 現地はきれいに管理されています。 先月不許可になったものですが、今回は双方立ち会って境界を決めたとのことです。 また本人と妻が農作業に従事し、農機具は持っているものを使用するとのことです。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に5番 1件について付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治 委員	<p>5番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 本人と両親が耕作するとのことで、 申請地は適正に管理されています。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願います。</p>

議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	5番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、5番 1件について 許可と決します。 次に6番 1件について付議いたします。 細山 文昭委員の調査報告を求めます。
細山 文昭 委員	6番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、経営縮小、農業開始です。 11月8日に事前審査会を行いました。 借り人は地元協力者より農機具を借りて 妻と二人で農作業を行います。 借り入れ農地は水稻地帯です。 この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
古川 弘作 委員	10aの単価がかなり安いですがこれで合っているのでしょうか。
細山 文昭 委員	親戚から借りるので安いとのことで、無料でも良いくらいだそうです。
古川 弘作 委員	わかりました。
議 長	6番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、6番 1件について 許可と決します。

	<p>次に7番と8番の 2件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>7番と8番の 2件について 調査の結果を報告いたします。 まず7番ですが貸し人、借り人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の自由は、労力不足、経営拡大です。 受け人と妻、息子夫婦が農作業に従事します。</p> <p>次に8番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の自由は、高齢化、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>7番と8番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、7番と8番の 2件について 許可と決めます。</p> <p>次に、9番 1件について付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安 委員	<p>9番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、贈与、経営継承です。 申請人は母と次男の関係です。 高齢である母親の農地を次男に贈与するとのことです。 今まで渡し人は耕作していなかったとのことで、 今後は受け人と母が耕作するとのことです。</p>

	<p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>9番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、9番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に10番 1件について付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安 委員	<p>10番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の自由は、贈与、経営拡大です。 11月12日に譲受人に案内され申請地を確認してきました。 申請地は長年耕作されておらず瓦等が放棄された状態でした。 また今回別件で申請人は違反転用があることが発覚し是正のため 農地法第4条申請を行っていますが、そちらも是正が終わっておらず 農地法違反の状態では許可できないと判断したためこの件は 不許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>10番 1件について、 許可しない、不許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、10番 1件について、 許可しない、不許可と決します。</p> <p>次に、11番 1件について付議いたします。</p>

	<p>岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>11番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相続財産の売却、農業開始です。 11月8日に事前審査会を行いました。 地目は畑で、現地調査の結果きれいに管理されていました。 許可後はネギを栽培するとのことでした。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>11番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、11番 1件について 許可と決めます。 以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は農業用倉庫、物置の設置です。 農地の区分は、農用地と判断しました。 先ほどの3条不許可の関連議案で、追認案件です。 申請地は40年ほど前に父親が牛舎として無許可で建設したもので、 牛の飼育はやめ物置として使っていたとのことでした。 申請地は農業用施設として用途変更された農業振興地域ですが、</p>

	<p>現地確認の結果、農業用倉庫として使用されていませんでしたので、今後農業用倉庫として利用するようにしてから再度申請するよう指導を行いました。</p> <p>以上、1番 1件については、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがなく申請目的実現の確実性がないため、不許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>現地調査をしましたところ、大量の薪が保管されていました。</p> <p>この薪の使用目的を申請人に聞きましたら自宅のストーブ用とのことでした。</p> <p>申請地は農用地であり、このような使用方法での許可基準はありませんので、許可できないと考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、許可しない、不許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可しない、不許可と決めます。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。</p> <p>松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安 委員	<p>2番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は農機具置場及び駐車場の建設です。</p> <p>農地の区分は、第3種農地と判断しました。</p> <p>申請人の住居の西側に隣接した土地で、以前は竹藪だったとのことですが、申請人は会社を経営しており駐車場として利用したいとのことでした。</p> <p>追認案件で顛末書も添付されています。</p>

	<p>以上、2番 1件については 農地法第4条第6項各号に 該当するような事項はありませんでしたので、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-b-(a)で 甲種農地の要件を満たしていない、住宅、事業施設、公共施設、 公益的施設が連たんし、市街化が相当進んでいる区域です。 許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、 第3種農地の転用は、許可することができます。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、 許可と決めます。 以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番と2番の 2件について付議いたします。 池上慎一郎委員の調査報告を求めます。</p>
池上慎一郎 委員	<p>1番 2番 2件について調査の結果をご報告いたします。 まず1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は仮設道路のための一時転用です。 農地の区分は農用地として判断しました。 鉄板敷で保護し、農地に復元する旨の確約書も添付されています。</p>

	<p>次に2番 1件について調査の結果をご報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は営農型太陽光発電設置のための更新です。 農地の区分は農用地として判断しました。 前回許可から3年経過したための更新です。</p> <p>以上1番 2番 2件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番と2番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。 1番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は農用地2-1-(1)-ア-（ア）で 農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める 農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき 土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。 許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので あって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが 必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の 整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により 定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれか ないと認められる一時転用事業です。</p> <p>次に2番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は農用地2-1-(1)-ア-（ア）で1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、1番同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番と2番の 2件について、

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、1番と2番の 2件について、許可と決します。</p> <p>次に3番 1件について付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治 委員	<p>3番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は上下水道局発注工事のための資材置き場の一時転用です。 農地の区分は農用地として判断しました。 申請地北側の道路の掘削、 河川へのヒューム管設置の工事になります。 南は道路、北は道路と河川、西は田ですが、 営農に支障はないと考えます。 雨水は北側水路に配水し、汚水は発生しないとのこと。 工事終了後は速やかに農地に復元する旨の 確約書も添付されております。</p> <p>以上3番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は農用地2-1-(1)-ア-ア)で1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-イ)-cで、1番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)

議 長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に4番と5番の 2件について付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。</p>
小林正一郎 委員	<p>4番 5番 2件について調査の結果をご報告いたします。 まず4番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は宅地造成です。 農地の区分は第2種農地として判断しました。 11月13日に現地調査をしました。 宅地開発が進行中の土地で、周りには農地がなく 営農障害などはありません。</p> <p>次に5番 1件について調査の結果をご報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は工事用仮設用地のための一時転用です。 農地の区分は農用地として判断しました。 工事終了後には農地に復元する旨の確約書も添付されています。</p> <p>以上4番 5番 2件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>4番と5番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず4番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2農地2-1-(1)-オ-(ア)-a-(b)で 甲種農地の要件を満たしていない、鉄道の駅、軌道の停車場 または船舶の発着場、県庁、市役所、町村役場（これらの支所を含む） 並びにこれらに掲げる施設に類する施設の周囲おおむね500m以内の 区域にある公共施設至近距離農地です。</p> <p>申請地は片平行政センターから500m以内の距離にあります。 許可基準は2-1-(1)-オ-(イ)で、第2種農地の転用は 申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが 農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから</p>

	<p>許可できると考えています。</p> <p>次に5番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は農用地2-1-(1)-ア-(ア)で1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、1番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>4番と5番の2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、4番と5番の2件について、 許可と決します。</p> <p>次に6番と7番の2件について付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。</p>
吉田職代	<p>議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一 委員	<p>6番1件について調査の結果をご報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は重機乗り入れのための一時転用です。 農地の区分は農用地として判断しました。 11月14日に現地調査をしました。 U字溝設置のための転用で、一時転用ののち農地に復元します。</p> <p>次に7番1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は資材置場及び駐車場のための一時転用です。 農地の区分は農用地として判断しました。 11月14日に現地調査をしました。 水道工事に伴う資材置き場及び駐車場です。 以前に無許可で一時転用したもので、敷砂利のままでしたが 顛末書と農地復元確約書が添付されています。</p>

	<p>周辺のうちの営農に支障はありません。</p> <p>以上6番 7番 2件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
吉田職代	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>6番と7番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず6番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は農用地2-1-(1)-ア-（ア）で1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、1番同様です。</p> <p>次に7番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は農用地2-1-(1)-ア-（ア）で1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、1番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
吉田職代	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
吉田職代	<p>6番と7番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
吉田職代	<p>異議ないものと認め、6番と7番の 2件について、 許可と決めます。 議長、交代いたします。</p>
	(佐久間会長に代わる。)
議 長	議長交代いたしました。
	<p>次に8番 1件について付議いたします。 黒澤 大吉委員の調査報告を求めます。</p>
黒澤 大吉 委員	<p>8番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は太陽光発電設備の設置です。 農地の区分は第3種農地として判断しました。</p>

	<p>11月13日に現地を調査しました。</p> <p>水利の便の悪い土地で、本人も息子も体調を崩し農業は困難であることから太陽光発電設備を設置し有効活用することにしました。隣地所有者にも同意を取り、周辺農地の営農に支障はありません。</p> <p>以上8番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>8番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第3農地2-1-(1)-エ-(ア)-a-(b)で甲種農地の要件を満たしていない、鉄道の駅、軌道の停車場、船舶の発着場、インターチェンジまたは県庁、市役所、町村役場（これらの支所を含む）並びにこれらの掲げる施設に類する施設の周囲おおむね300m以内の区域にある公共施設至近距離農地です。</p> <p>申請地は日和田行政センターから300m以内の距離にあります。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、第3種農地の転用は許可することができます。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	8番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、8番 1件について、 許可と決めます。
	次に9番 1件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	9番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は仮設重機置場のための一時転用です。

	<p>農地の区分は農用地として判断しました。</p> <p>10月29日に現地を調査し、30日に借り人、11月5日、6日に貸し人に電話調査を行いました。</p> <p>竹ノ内発電所の工事用地としての一時転用です。</p> <p>各種行政手続きについても問題はなく、農地復元も確約されています。</p> <p>以上9番 1件については、農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>9番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は農用地2-1-(1)-ア-（ア）で1番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、1番同様です。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	9番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、9番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に10番 1件について付議いたします。</p> <p>松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安委員	<p>10番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は農機具置場及び貸し駐車場です。</p> <p>農地の区分は第3種農地として判断しました。</p> <p>渡し人が以前住んでいた住宅に隣接した農地でしたが、住宅ともども数年間空いたままでした。</p> <p>今回譲受人が役員を務める工場の隣地であることから、駐車場として利用したいとのことで申請に至りました。</p>

	<p>以上10番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-b-(a)で 4条 2番同様です。 許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、 4条 2番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	10番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、10番 1件について、 許可と決めます。</p> <p>次に11番 1件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>11番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人、及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は仮設資材置場に伴う一時転用です。 農地の区分は農用地として判断しました。 工事はすでに始まっており顛末書添付の追認案件です。 工事担当者が登記簿地目を読み違えたとのことで 鉄板で養生し雨水は地下浸透 隣接農地の営農に支障はなく、 置き場周辺にはフェンスを設置し資材の飛散防止に努め、 農地に復元するとの確約書も添付されています。</p> <p>以上11番 1件については、</p>

	農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	11番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は農用地2-1-(1)-ア-（ア）で1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、1番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	11番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議 長	異議ないものと認め、11番 1件について、許可と決めます。 以上で、議案第3号を終わります。 次に、議案第4号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。 まず13番から16番までの 4件について付議いたします。 この件につきましては、わたくしが受け人になっておりますので議長交代し、退席いたします。
	（議長、退席する。）
吉田職代	議長交代いたしました。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	13番から16番までの 4件の農用地利用集積計画につきましては、所有権移転4件の申請があり、農地集積促進員及び事務局による現地調査並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法

	第18条第3項の各要件を満たしており、 適当と認められますが、ご審議のほどよろしく願います。
吉田職代	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
吉田職代	13番から16番までの 4件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
吉田職代	異議ないものと認め、13番から16番までの 4件について 承認と決します。 退席委員の復席を求めます。議長交代いたします。
	(退席委員が復席する。)
議 長	議長交代いたしました。 次に1番から22番までのうち、13番から16番までの 4件を除く18件について 付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	1番から22番までのうち、13番から16番までの 4件を除く18件の農用地利用集積計画につきましては、 利用権設定16件 所有権移転2件の申請があり、 農地集積促進員及び事務局による現地調査 並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしており、 適当と認められますが、ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番から22番までのうち13番から16番までの4件を除く 18件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番から22番までのうち 13番から16番までの4件を除く 18件について承認と決します。 以上で、議案第4号を終わります。 続いて、議案第5号「非農地に関する判断について」を 議題といたします。 1番 1件について 付議いたします。

	伊藤 城治委員の調査報告を求めます。
伊藤 城治 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。 11月4日に現地を確認しました。 二面が道路に面した山の一部の土地で、 原野化しており農地に復元するのは困難です。</p> <p>周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>1番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 非農地と決めます。</p> <p>次に2番 1件について 付議いたします。 吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 秀吉 委員	<p>2番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。 11月1日に現地を確認しました。 杉の木が植えてあり枝はきれいに落とされていました。 40年前の基盤整備で除外されてしまった土地で、 農地に復元するのは困難です。</p> <p>周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>2番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)

議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、 非農地と決めます。</p> <p>次に3番 1件について 付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>3番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。 10月29日に現地を確認しました。 20年近く耕作されていなかった土地で、 樹木も生い茂ってしまっており農地に復元するのは困難です。 周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>3番 1件について 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、 非農地と決めます。</p> <p>次に、197番について付議いたします。 この件につきましては、委員が所有者になっておりますので 農業委員会等に関する法律第31条第1項の 議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。</p>
	<p>(該当委員が退席する)</p>
議 長	<p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>197番 1件について調査の結果をご報告いたします。 7月13日に中田地区農業委員、推進委員及び事務局職員が 現地を確認しました。 灌木が茂って原野化しており農地への復元は困難です。 周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について ご質問、ご意見等ございませんか。</p>

	(質問、意見なし)
議長	197番 1件について 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、197番 1件について、 非農地と決めます。 退席委員の復席を求めます。 次に4番から215番までのうち 197番を除く 211件について 付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	197番を除く 211件について調査の結果をご報告いたします。 令和3年6月9日から7月14日まで 農地利用状況調査で現地を調査しました。 386筆いずれも多年にわたり耕作されておらず、 樹木が生い茂りあるいは背の高い草に覆われているなどする土地で 農地への復元は困難です。 周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	4番から215番までのうち 197番を除く 211件について 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、4番から215番までのうち 197番を除く 211件について非農地と決めます。 以上で、議案第5号を終わります。 続いて、報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、1番とから5番までの 5件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第1号を終わります。

	<p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から30番までの30件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」次のとおり1番1件について通知書の提出があったので報告する。</p> <p>報告第3号を終わります。</p> <p>ただいまの第1号から第3号までの報告についてご質問等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>その他ございませんか。</p>
吉田 直衛 委員	<p>情報委員からお願いです。</p> <p>全国農業新聞1人3部以上、推進お願いいたします。</p>
古川 弘作 委員	<p>現在、田村西田中田の三地区について10aから農業開始できるようになっていますが、中央地区も東部地区は畑作地区が多く、50aで農業開始するのは厳しいので、別段面積の緩和など今後検討していただけないかと思えます。</p> <p>遊休農地も地区によっては表に出ていない数字もあり実態としてはかなり多いと思えます。</p> <p>今後洗い出しをして解消につなげていきたいとは思いますが、そのためにも別段面積の見直しのほうよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>まず吉田委員のほうについては、1人3部よろしくお願いいたします。</p> <p>古川委員のほうについては月例総会の議題にしたいと思えますので、皆さん持ち帰って検討のほどお願いいたします。</p>
事務局	<p>お配りした資料の一番右側について、経営面積割合が出ております。</p> <p>郡山の各地区の遊休農地が載せてあります。</p> <p>旧郡山の遊休農地が1.62% 富田町が1.63% 大槻町が0.85%になっております。</p> <p>それからほかの地域については安積町が0.82%、三穂田町が0.43%、逢瀬町が0.37%、片平町が0.14%、喜久田町が0.1%、</p>

	<p>日和田町が0.51%、富久山町が0.69%、湖南町が0.24%、熱海町が0.61%となっております。</p> <p>なお既に別段面積が10aの地区については、田村町が6.49%、西田町が6.47%、中田町が7.03%となっております。</p> <p>いま東部地区、中央地区とのお話がありましたが、東部地区のみでは有休面積割合が1.26%になります。また中央地区は1.32%になります。</p> <p>農業委員会総会において遊休農地の割合が多いと判断するのであれば別段面積の設定は可能です。</p>
議長	<p>富久山地区も阿武隈川東側は遊休農地が多いので、その辺も検討したいと思います。</p> <p>これについては細かくは次回の総会で検討いたします。</p>
事務局	<p>先月の総会で決定した勧告についてご報告いたします。</p> <p>結論から申し上げますと、まだ勧告は出しておりません。</p> <p>開発建築指導課と農業委員会では結論が出ていますが、農業振興地域関係について県と農業政策課が協議をしており、それに基づく現地調査が12月1日であることからその結果を見たうえで判断したいとのことで、それに合わせようと思います。</p> <p>また違反者の話していた移転候補地についてですが、一つの土地は契約して確保したとのことです。</p> <p>ただまだ面積が足りないので探しているそうです。</p> <p>別件で農業者年金の関係についてですが、皆さんに啓発グッズを配りましたので啓発をお願いいたします。</p> <p>農業者年金の加入推進セミナーのほうもオンラインで開催しますのでぜひ受講してください。</p> <p>3点目、全国農地ナビについての関係ですが、全国農地ナビシステムにシステムが変わると、農地台帳と耕作証明書の様式が変わります。こちら来年1月から変更予定です。</p>
事務局	<p>結婚相談員連絡協議会の事業で、県のはぴ福ナビの登録サポートを行っております。</p> <p>先着6名1万円のサポートになりますので、身近に結婚を考える農業後継者の方がいらっしゃいましたら周知をお願いいたします。</p>
事務局	<p>今月30日に農業法人連絡会の主催でロボットトラクターを使った自動操舵システムのデモンストレーションを行います。</p> <p>30日14時から16時に園芸振興センターで行います。</p> <p>皆さんぜひご参加ください。</p> <p>また、法人連絡会で作りました会員名鑑を配布しましたので</p>

	ご覧になってください。
事務局	タブレットを約一か月使っていただいたわけですが、 まだ不慣れな方は事務局にお問い合わせください。 グーグルチャットで皆様にお知らせをしておりますが、 操作練習もかねて皆さんぜひ返事を頂けますよう よろしく願いいたします。
議長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第6回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第6回総会（令和3年11月17日開催）の概要

第3条 農地の異動は

11件で、田 44,525㎡ 畑 4703.09㎡ でした。

第4条 農地転用は

2件で 農業用倉庫および物置1件、農機具置場及び貸し駐車場1件でした。

第5条 農地転用は

11件で、 仮設道路1件、営農型発電設備1件、仮設資材置場3件、宅地造成、工事用仮設用地1件、仮設重機乗り入れ場1件、仮設資材置場1件、太陽光発電設備1件、仮設重機置き場1件、農機具置場及び貸し駐車場1件でした。

この他、農用地利用集積計画、非農地証明等がありました。